

平成30年度 博多工業高等学校いじめ防止基本方針（HP 掲載）

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも、起こり得るものである」という認識のもと、生徒が「いじめのない、安全で安心した学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の五つのポイントをあげる。

- (1) 教職員の「いじめを見逃さない、許さない」意識のもと、いじめをさせない環境づくりの促進。
- (2) 自他を大切にし、「いじめをしない、見逃さない」意識のもと、みんなで防止しようとする生徒の育成。
- (3) 他者の考えや気持ちを理解し、自分の考えを適切に表現し、協力して活動できる生徒の育成。
- (4) 学力・進路保障の観点から、基礎学力の充実と学力向上を図る授業改善。
- (5) いじめの早期対応と適切な解決にむけた学校と家庭との連携の充実。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- ◇ 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施をいっそう促進する。
- ◇ 授業や学校行事などにおけるさまざまな活動を通して、生徒自らが仲間づくりにチャレンジするための「場づくり」を設定する。
- ◇ ホームルームや部活動を中心として、生徒が安心でき、自己存在感や充実感を得られる「居場所づくり」を行う。
- ◇ 教職員による「学校適応チェックリスト」を月1回程度、生徒対象の「生活実態アンケート」を学期に1回（年間3回）実施する。「学校適応チェックリスト」は、教職員が生徒の状況を把握することで、いじめの早期発見につなげるとともに、生徒自身の実態に応じた支援を行う手立てとする。「生活実態アンケート」は、いじめについて具体的に質問することで早期発見につなげていくものとする。
- ◇ 「いじめ防止対策委員会」を月1回定例で開催する。いじめ問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進するとともに、生徒の実態の把握を行い、支援の立案・助言等を行う。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- ◇ 保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係機関との連携を図るとともに、学校サポーター会議等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利を擁護する。
- (2) いじめの芽やいじめの兆候もいじめであるとの認識で、いじめの早期発見に努め、即対応につなげる。
- (3) いじめの問題に対する学校取組の充実のため、「福岡市いじめ防止基本方針」、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委）の活用の一層の徹底を図る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 修学支援担当と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や被害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導や支援の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめ問題に対する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「福岡市いじめ防止基本方針」、「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針の周知を図る。
- (2) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

◇ 名称

博多工業高等学校いじめ防止対策委員会

◇ 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や問題行動などにかかわる情報の収集（生活実態アンケート調査での早期発見など）と記録、共有
- ・ いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取（具体的には個別の聞き取り、アンケート調査等）、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等
- ・ 関係機関との連携の必要性の確定

(2) 組織の構成

校長、教頭、生徒指導部主任、教務部主任、各学年主任、修学支援担当（人権教育推進担当、教育相談担当、奨学金等担当、特別支援教育コーディネータ）、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター（必要に応じて）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

◇ 名称

博多工業高等学校いじめ対策委員会

◇ 役割

- ・ 重大事態の発生に関する教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果に関する関係生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長、副校長、教頭、主幹、生徒指導部主任、教務部主任、各学年主任、学科主任、学級担任、学級副担任、修学支援担当（人権教育推進担当、教育相談担当、奨学金等担当、特別支援教育コーディネータ）、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問（必要に応じて）、スクールサポーター（必要に応じて）等